平成25年度に環境省が実施するダイオキシン類の請負調査の受注資格審査について

平成24年９月18日　　環　境　省

環境省では、ダイオキシン類の環境測定に係る精度管理の的確な実施を図るため、平成11年環境庁告示第68号、日本工業規格Ｋ0311、同Ｋ0312等に測定方法として定める高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計による従来の測定方法（以下「ＧＣ／ＭＳ法（従来法）」という。）についての「ダイオキシン類の環境測定に係る精度管理指針」（平成12年11月14日策定、平成22年３月31日改訂。以下「指針」という。）を定め、生物検定法について「ダイオキシン類の環境測定に係る精度管理の手引き（生物検定法）」（平成18年３月23日策定、平成22年３月31日改訂。以下「手引き」という。）を定めている。また、平成22年３月に、土壌、排出ガス、ばいじん及び燃え殻を対象とするダイオキシン類の測定方法に係る法令等を改正し、ＧＣ／ＭＳ法（従来法）に加え、従来の高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計による測定方法を簡略化した方法及び高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計に代えて低分解能ガスクロマトグラフ質量分析計（四重極形ガスクロマトグラフ質量分析計又は三次元四重極形ガスクロマトグラフ質量分析計）を用いた測定方法（以下「ＧＣ／ＭＳ法（簡易測定法）」という。）をダイオキシン類対策特別措置法施行規則等に基づく公定法に追加した。これを踏まえ、平成22年３月31日の指針改訂において、その対象にこれらのＧＣ／ＭＳ法（簡易測定法）を追加している。この指針及び手引き（以下「指針等」という。）の普及を図り、ダイオキシン類の環境測定の信頼性を確保するための措置の一環として、昨年度に引き続き平成25年度に環境省が実施するダイオキシン類の環境測定を伴う請負調査について、環境省水・大気環境局において、指針等に規定された事項等が実施されているか審査（以下「受注資格審査」という。）を行い、その結果、ダイオキシン類に係る環境測定を的確に実施できると認めた機関であることを受注先の要件とする。

平成25年度受注資格審査を以下により実施する。

第１　ＧＣ／ＭＳ法（従来法）に関する審査

１．審査の申請

平成25年度に環境省が実施するダイオキシン類の環境測定を伴う請負調査について、ＧＣ／ＭＳ法（従来法）による測定により受注を希望する機関は、下記２．⑴から⑸で定める書類を「第４　共通事項」の１．の期間中に10．あてに提出されたい。既に平成25年度の受注資格を付与された機関は、当該項目について改めて申請する必要はない。

平成25年度の受注資格の審査から、計量法第121条の２に規定する特定計量証明事業者認定制度（以下、「ＭＬＡＰ」という。）、又はＧＣ／ＭＳ法（従来法）によるダイオキシン類分析に係るＩＳＯ／ＩＥＣ17025：2005「General requirements for the competence of testing and calibration laboratories（ＪＩＳＱ17025試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項）」（以下「ＩＳＯ17025」という。）の認定を受けている機関で希望する機関に対しては、審査を簡略化し、申請に必要な書類の一部について提出を省略して申請できることとした。この場合、簡略化された審査の申請の根拠となった認定（いずれか一方でも両方でもよい）が有効である限り、３年を限度に受注資格が付与されることとなる。簡略化された審査を希望する機関は、下記２．⑷の記述に留意すること。なお、簡略化された審査を受けて受注資格を付与された機関は、簡略化された審査の申請の根拠となった認定が全て失効した場合にはその時点で受注資格も失効するので、留意すること。なお、申請項目の一部のみに簡略化された審査の適用を求めることはできない。

２．提出書類及び注意事項

⑴　申請書（様式１）

⑵　申請項目及び作業（別表１－１）

ＭＬＡＰ又はＩＳＯ17025の認定をもって簡略化された審査を希望する機関は、簡略化された審査の申請の根拠（いずれか一方でも両方でもよい）の認定証（写）も添付すること。

なお、申請時点から平成25年３月31日までの間に有効期限が到来するためＭＬＡＰの更新手続を行うこととしている場合は、様式２（特定計量証明事業者認定更新申請の状況報告）によりその状況を報告するとともに、更新が認められた時点で直ちに更新された認定証（写）を送付すること。